

# 新型コロナウイルス感染症に係る県主催のイベント・行事の開催基準

令和2年2月28日  
福 井 県

新型コロナウイルス感染症による感染例が日本国内でも多数報告されている状況をふまえ、感染拡大防止のため、県主催のイベント・行事の開催基準を下記のとおり定める。

## 記

### 1 基本的な考え方

- (1) 感染した際に重篤化しやすい人（高齢者、妊婦、持病のある方等）および子ども（小中高生、幼児）を対象としたイベント・行事は、原則として延期・中止する。
- (2) 不特定多数（おおむね200人以上）の参加者が集まるイベント・行事は、開催、延期・中止、規模縮小の必要性を改めて検討する。
- (3) 実施日の変更が困難なものは、参加者を極力限定し、感染防止対策の徹底や参加者への注意喚起を十分に行った上で、開催することができる。  
(例) 入学試験、卒業式、資格試験等

### 2 開催する場合の感染防止対策等

- (1) 開催に当たっては、次の項目など出来得る限りの感染防止対策を徹底する。
  - ・発熱や咳等の風邪症状が見られる方には参加を控えるよう要請すること
  - ・咳エチケットの徹底や、手洗いの推奨を行うこと
  - ・アルコール消毒液を会場に設置すること
  - ・屋内イベントでは定期的な換気を行うこと
  - ・高齢の方や妊婦、持病のある方で、感染リスクを心配される方には参加自粛を要請すること
- (2) 相互接触の機会を減らす、対面での会話機会を極力減らすなどの実施内容の変更を検討し、参加者数および開催時間は極力最小限にとどめることとする。

### 3 運用期間

この基準は、当面、2月28日から2週間（3月12日（木）まで）適用する。

なお、この基準は新型コロナウイルス感染症の今後の感染状況を見ながら、適宜見直すこととする。

✓ 3月15日(日)まで延長